広島市政と市民

総合計画にもとづく実施計画

特集号 No 374

伸び行く広島・快適な都市づくり

実施計画（46年度～49年度）を策定 シビル・ミニマムを導入

すでにお知らせしたように、広島市は、昨年、「総合計画」を策定しました。これは、昭和六十年を目標年次とし、行政活動はもちろん、市民のみなさんを中心とする、すべての都市活動の共通の目標である広島市の望ましい都市像（広島市は将来このようにありたいと願う姿）と、この都市像をつくりあげるための大まかな道すじとを示したものでした。そこで、このたび、この総合計画に盛り込まれたいろいろな事業を具体的に実施に移すために、財源を考えながら、昭和四十九年度から同四十九年度までの「実施計画」を立てました。

この実施計画は、市民生活におけるシビル・ミニマムを保障するための施策を確立し、これを強力に推進することを目的にしています。すなわち、この実施計画では一つの試みとして、総合計画で設定した昭和六十年を目標とする市行政の水準（シビル・ミニマム）と、実施計画にもとづいて、昭和四十六年度から同四十九年度までにいろいろな事業を実施することにより、計画の終期である昭和四十九年度末において到達しうる市行政の水準とを比較して、目標に対する達成の度合いを明らかにすることに努めています。

このように、市行政の目標（シビル・ミニマム）の達成率を明らかにすることは、市行政の姿（水準）と、その進路をわかりやすいものにして、市民のみなさんに、市政をより深くご理解いただき、一緒に市政を考え、ご批判をいただいて、「市民による市民のための市政」を確実に運営してゆきたいと考えるからです。

こうして、広島市の行政水準がはっきりとわかれば、市民生活にとって、いま何が不足し、何が必要なのかがつかめ、また、市がどういう施策を重点的にとりあげているかも見きわめることができて市民のみなさんの市政に対する研究・討論の基準ともなります。

ここでは、そのあらましをご紹介しますが、この実施計画は、行政の実績やその他いろいろな状況を考えて、毎年、検討を加えながら、四か年の計画を決定して行くものです。この点をよくご理解のうえ、率直なご意見・ご批判をいただきたいと思います。市民のみなさんのさまざまな意見を反映させながら、より市民生活に密着した計画にしたいと念願しております。（写真は、平和公園一帯から眺めた市街地）

おもなシビル・ミニマムの達成率

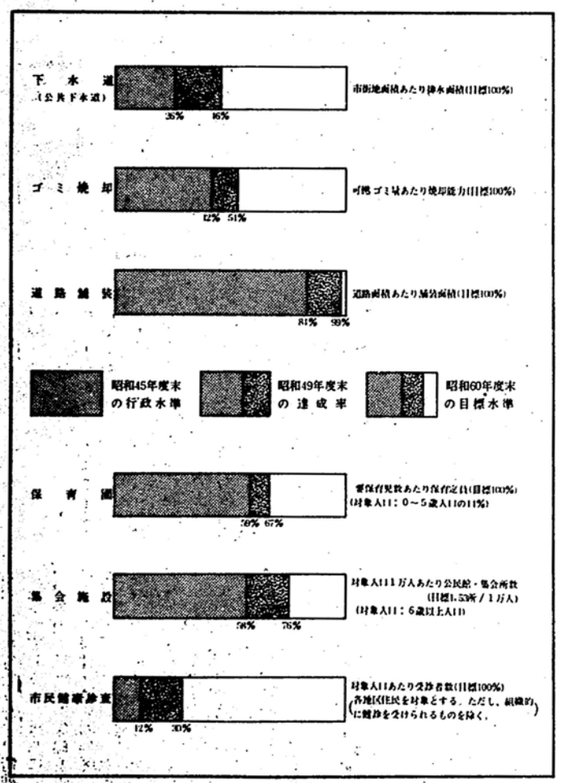

編集・発行／広島市総務局広報課（電話代表45－2111）　印刷／文化印刷株式会社　発行日／昭和46年3月27日

計画の背景

広島市は、戦前・戦後をつうじて、中・四国地方の政治経済・文化の中心都市として発展を続け、とくに、戦後においては、西日本の大規模開発拠点都市として位置づけられ、地域の開発に主導的な役割りを果たしてきました。

1 発展の方向

昭和四十四年、経済企画庁が策定した「新全国総合開発計画」は、広島市を、札幌、仙台東京、名古屋、大阪、福岡と並んで、日本列島の七大中核都市として位置づけています。このことは、広島市の果たす役割り、すなわち、中・四国地方における開発拠点都市の性格がますます強くなったことを示しています。

このため、広島市の今後の発展の方向も、①都市機能の集積と高次の都市施設の整備②広域都市圏の形成③交通・通信網の整備と流通施設の整備④都市型工業の集積と中枢管理機能関連産業が主導する経済への移行⑤積極的な社会開発（学校教育、社会教育、職業訓練の充実と社会保障、社会福祉の拡充など）――をめざし、七大中核都市にふさわしい都市づくりに努めることにしています。

◇昭和六十年の人口は、広島市と周辺十九町村とを含めた広島地区で、百二十五万人（昭和四十五年は九十一万人）になります。

2 将来の展望

◇広島市の経済は、引き続き高い成長を続け、昭和六十年の生産所得は、昭和四十年の五倍強に達することが予想されます。その場合、広島市の経済は、卸売業や情報産業などの中枢管理機能に関連する産業にリードされます。また、周辺十九町村は、広島市との経済の結びつきをさらに強め、昭和六十年には、昭和三十七年の十倍強の生産所得になるでしょう。

◇昭和六十年の市民ひとり当りの個人消費支出は昭和四十年の三・四倍の六十三万六千円となり、その内訳は、飲食費の割合いが大幅にさがり、住居費や雑費（とくに、交通・通信費、教養娯楽費）などの生活内容を豊かにする経費の割合いが増大します。

計画の内容

●生命と健康を守るための施策

1 公害

◇公害対策体制を整え、公害防止協議会や公害防止資金融資制度を新たに設けます。

◇十三の調査地点で、年十二回の降下ばいじん、亜硫酸ガスの調査を行なうとともに、四調査地点において、年六回の自動車排出ガス調査、主要交通地点の公害要注意地区における市民の健康診断を実施します。

◇水質パトロール、水質監視連絡員制度を実施します。さらに、太田川上流加計以南の水質を調査し、水質汚濁の防止に努めます。

◇パトロール車、騒音調査測定機器を購入し、公害パトロールを強化します。

2 交通安全

◇交通安全対策会議の設置などによって、交通安全対策の総合調整をはかります。また、交通安全運動、交通安全教育を地域ぐるみ市民ぐるみで推進します。

◇横断歩道橋八か所、防護さく十五キロ㍍、道路照明四百四十六基、中央分離帯十五キロ㍍、橋りょう歩道添加十三か所、地下横断歩道二か所、交差点改良三か所、踏切り道改良一か所など、安全施設を整備します。

3 消防

◇密集市街地における建築物を不燃化し、火災発生の原因となるものや、火災拡大の原因となるものを最小限にくいとめます。また消火の初期に必要な措置ができるよう、防火管理者、危険物取扱者などの防災教育を徹底します。

◇全市街地の大部分の地域において、火災の大半を単独火災で防止することを目標に、ポンプ車は市街地において五分以内に五台がハシゴ車は、高層建築が密集した市街地において三分以内に一台がそれぞれ現場に到達できるようにします。救急車は三分以内に一台が現場に到達できるようにします。このために、消防署の改築一、消防出張所の新設三、消防ポンプ自動車購入十一台、救急車購入四台などの施策を実施します。

◇このほか、防火水そう二十個を設置し、消火せん約五百個を改良します。さらに、無線電話装置十五基、火災・救急指令装置一台を増設し、消防待機宿舎三十戸を設けます。

4 保健衛生

◇食品衛生監視員を二十四名に環境衛生監視員を十三名に増員し監視体制を強化します。さらに、食品公害専門の検査所として、衛生試験検査所を充実し、検査件数を引き上げ、微量分析などの特殊試験を行ないます。

◇ネズミ、カ、ハエ、野犬などの駆除・捕獲を促進し、インフルエンザの予防接種を十五歳以下は無料にするなど、伝染病の予防に力を入れます。

◇X線、血圧測定、検尿、保健指導を行ない、市民健康診査対象者の受診率を三〇％に引き上げます。また、老人健康診査対象者の受診率を四〇％に引きあげ、費用を市が負担します。さらに、ガン検診などを充実します。

◇妊産婦、乳幼児に対して、適切な健康診査や保健指導を行ないます。また、保健所の相談員を三名に増員して、在宅精神障害者の訪問指導を行なうなど、精神衛生対策を充実します。さらに、東部健所管内六地区、西保健所管内七地区、南保健所管内四地区にヘルス・ステーションを設け、保健所に遠い周辺地区に対してサービス業務を強化します。

◇原爆被爆者の健康診断を、ガンなど成人病の早期発見を主体としたものに改め、さらに、原爆後障害の実態を解明するための調査研究を促進して、原爆被爆者の健康管理と医療の充実をはかります

◇市民病院の冷房を完備し、外来棟を新築します。

●住みよい快適な環境づくりのための施策

1 上水道

◇将来の深刻な水不足に備えて昭和五十一年を目標とした第六期水道拡張事業を強力に推進します具体的には、原取水場、緑井・牛田両浄水場、己斐配水池などの整備、八木取水場の改良などを行ないます。このほか、水源確保のために土師（はじ）ダムの建設費を一部負担します。

◇建物の高層化や山地部の宅地化などにより、水圧低下などの事態が生じていますので、配水管を布設して円滑な給水をはかります

2 下水道

◇処理場四か所、ポンプ所十二か所、さらに、下水管など五百六十四キロ㍍を整備して、排水面積を四十六％にします。（五十年度末）

◇ポンプ所三か所、排水路七百㍍を新設して、公共下水道施行区域外の浸水度の高い地区の幹線下水路を整備し、雨水の排除能力を増強します。（五十年度末）

◇下水管二十八キロ㍍を新設したり、排水路二十五キロ㍍を改良したりして、周辺地区の下水路を整備します。

◇広域的観点から、河川流域を一体として効率的な下水処理を行なうため、太田川流域下水道、瀬野川流域下水道の建設工事を促進します。

3 公園

◇平和公園は、正面広場の改造と平和の池の延長などを、中央公園は、昭和四十五年度から四十八年度までの立退き区域十四万平方㍍を整備するとともに、園路広場、芝ふ広場を造成し、植栽、沈床園などを完成します。

◇比治山公園は、園路三百㍍、広場四千五百平方㍍を整備し、元宇品公園は、海面七千五百平方㍍を埋め立てて、海浜プールなどを建設します。

◇児童公園は、三十か所四万平方㍍、近隣公園は二か所四万平方㍍を整備します。さらに、太田川河川敷き公園として、太田川ゴルフ場下流左岸を整備し、また、太田川ゴルフ場跡地も整備します。

◇黄金山、三滝、二葉山などはその緑地を生かして整備します。

4 道路

◇舗装新設約九十六万平方㍍（道路舗装率九九％）、側溝新設百二十七キロ㍍、路肩整備十六キロ㍍、舗装改良十六万平方㍍、道路拡幅四キロ㍍などを整備し、生活道路としての完全な機能を確保します。

5 住宅

◇住宅困窮者のために、市営住宅三千二百四十一戸を建設するとともに、併存施設（店舗）三万平方㍍を建設します。さらに、こうした住宅のための用地約六万平方㍍を購入します。

◇戸坂町東浄地区に三十三万平方㍍の用地を造成し、そのうち、十五万平方㍍の宅地を確保します（残り十八万平方㍍は、道路、保育園などの公共用地）。さらに、西部開発事業の山地部宅地造成事業として、宅地二十四万平方㍍、公共用地二十五万平方㍍などを確保します。

6 清掃

◇年々増大するゴミの量に対処するため、北清掃工場を新設したり、現存の中・東清掃工場の能力を高めたりして、焼却率を現在の四二％から五四％に引き上げます

さらに、焼却能力をうわまわるゴミと土砂、ガレキの埋め立てを強化します。

◇シ尿収集センターを出島に建設して、収集体制を充実するとともに、内海の汚染を防ぐため、五百トン級のシ尿運搬鋼造船二隻を建造して、外洋投棄をします。そのための貯留能力二千キロリットルの積出し施設も整備します。

●安定した心豊かなくらしのための施策

1 社会福祉

◇児童館を小学校区単位に八か所新設して十四施設に、また、保育園を五か所新設するとともに、既存の十一保育園を増改築し、千百三十五人の定員増をはかります

さらに、四十八か所にちびっ子広場を配置するなどして、児童福祉の向上に努めます。

◇心身障害児の診断判定機能・リハビリテーション機能を備えた総合的な心身障害児福祉センターの建設を進めます。そのうえで、現在の精神薄弱児通園施設の育成園を、高年齢児（者）の職能訓練施設として整備・拡充します。

◇定員七十五人の軽費老人ホームを建設するほか、現在の養護老人ホーム喜生園を増改築して定員を五十名増の百五十人にします。さらに、常時介護を必要とし、居宅で養護することが困難な老人のための特別養護老人ホームの建設を進めたりして、おとしよりの福祉増進をはかります。

◇隣保館の改築、教育集会所の新設・改築、保育園の整備、住宅改良事業の推進、共同浴場の建設など、同和対策の推進をはかります。

◇小規模住宅地区改良事業の推進、共同浴場の建設など、同和対策の推進をはかります。

◇地域住民の社会福祉施設として、地域福祉センターを、現在中広町に建設中の住宅公団アパートの一部に設けます。

◇原爆被爆者援護対策として、原爆特別措置法の適用範囲の増大被爆者援護の確立をはかるとともに、原爆孤老者調査を行ないます

また、広島原爆被爆者療養研究センターを、神田山に建設します。

2 学校教育

◇就学前教育を充実するために私立幼稚園の充実を積極的に検討するとともに、現在進めている基町再開発事業により建設される高層アパートに併設して、定員百六十人の市立幼稚園を新設します。さらに、矢賀幼稚園を増築するための用地を取得します。

◇人口急増地区の児童・生徒を収容し、あわせて学校規模の地域的な格差を是正するため、小学校八校を新設、一校を移設し、中学校二校を新設します。また、小学校二十一校、中学校一校の校舎を増築し、小学校十三校、中学校三校、高等学校一校の校舎を改築します。さらに、心身に障害のある児童・生徒のために、特殊学級を八学級増設します。

3 社会教育

◇地域住民の集会・文化・教育活動の施設として集会所を十二か所に建設します。また、社会教育活動の円滑な運営をはかるため、地区公民館を四か所新設します。

◇自然に親しみながら楽しめるスポーツ・レクリエーション施設として、青少年野外活動センターを、安佐郡安佐町牛頭山に建設します。また、今後必要とされるスポーツ・レクリエーション施設は昭和四十七年度を目標に総合的な整備基本計画を策定します。

◇中央公園内に、約六十万冊の図書を収容する図書館を建設し、国際平和文化都市にふさわしい内容をもたせます。

◇この八月に開園が予定されている安佐郡安佐町後山の動物公園を引き続き拡充します。また、佐伯郡五日市町倉重には、レクリエーションの場として、楽しみながら知識が得られる植物園の建設を進めます。

4 平和運動

◇平和問題の総合的な研究、被爆体験の継承、さらには、平和文化団体の育成・助長、世界連邦運動の推進、平和文化関係行事の開催、原爆被災全体像の調査などをとおして、平和精神の確立をはかります。

◇平和記念館、原爆資料館などを充実して、国際平和文化都市にふさわしい施設として、また、市民的国際会議場として、また、市民的国民的文化活動の殿堂としての国際文化会館の建設を進めます。

●豊かなくらしのための施策

1 中小企業

◇設備近代化融資、公害防止資金融資、協同組合融資、経営安定資金融資など、中小企業者に資金を供給します。また、企業診断・指導を積極的に行なって、経営者の経営・管理能力の向上をはかります。いっぽう、こうした中小企業者が新たな技術を習得する施設である工芸指導所を、木工関係、金属関係とも、機器の購入などによって充実します。

◇若年労働力を中心とした労働力不足に対処して、職業安定協会県、職業安定所、業界などと協力して、労働力の確保・定着をはかり、さらに、職業訓練などにより技能者の養成をします。このほかともに、関係企業の進出、適正配置への誘導など、一連の施策を推進します。このほか、北部流通センター、東部流通センターなどの計画を促進します。

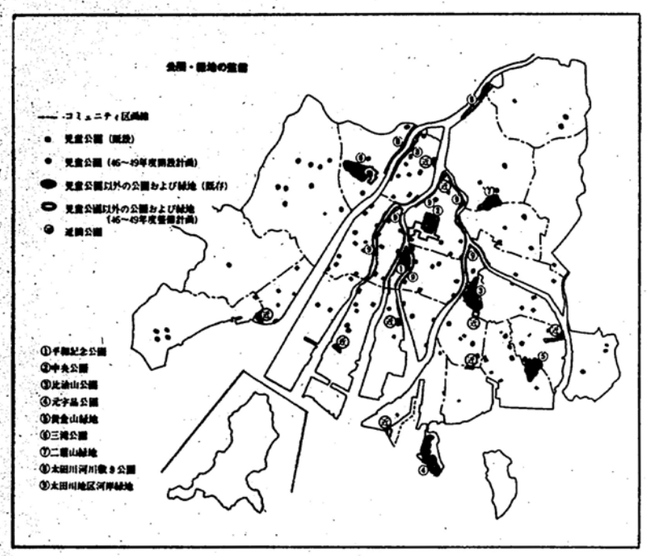

3 市場

◇安芸郡船越町に東部市場を建設し、青果専門の市場として生鮮食料品の需要量の確保、取引の公明化、公正な価格決定、保健衛生上の安全確保などの機能をもたせ市民のみなさんの食生活の安定と向上をはかります。さらに、西部市場は五十三年度開場の目標で、基本設計などの準備作業を進めます。

4 農業

◇似島のミカンを中心とした農業を、観光事業と結びつけて発展させるために、農道を改良しますこれは、国庫補助を受けて、昭和四十八年度までに完成させます。

◇市域から近郊へ農地を求めて進出する、いわゆる出作地農業が伸びていますので、その実態を調査し、今後のありかたを検討します。

5 水産業

◇タイヤ漁礁を似島地先の海底に設けて、水産資源の培養と増大をはかります。

◇都市化が進むにつれて、海水が汚染したり、埋め立てにより漁場がなくなったりするなど、重大な事態に直面しているカキ・ノリ養殖に対して、沖合い養殖の試験指導などにあたります。

◇クルマエビやウナギの放流によって、有効な資源の維持、漁場の利用方法を見出し、漁業者みずからが、栽培漁業へ参加するように努めます。

6 観光

◇広島城の表御門ややぐらを復元し、城の景観を整えます。そのほかには、祭行事の育成、国民宿舎設置の調査などを行ないます。

7 消費者

◇消費者のリーダー・情報提供者としての消費者モニター制度の強化をはかり、さらに、生活優先への改善運動の母体としての消費者協会を育成します。

◇「かしこい消費者展」の開催手引書の発刊、ラジオ番組の編成などによって、消費者教育の普及をはかります。

◇苦情連絡員制度や巡回指導車によって、末端の要望に対処するほか、計量、食品衛生などの各種規制が徹底して行なわれるように、して、消費者保護に力を入れます

●健康的で文化的・活動的な都市基盤づくりのための施策

1 西部開発事業（臨海部土地造成事業）

◇昭和三十九年以来進めてきている西部開発事業は、立体交差橋の架設にとりかかっており、護岸工事、埋立て工事、街路築造、上下水道の整備など、すべての工事を五十二年度に完了します。それと並行して、流通センターの建設中小企業の集団化などを進めます

2 市街地再開発事業

◇住宅地区改良法の適用を受けた基町地区は、不良住宅を取りのぞき、約三千戸分の高層住宅と四十四万平方㍍の公園を整備し、都心部にふさわしい生活環境を整えます。

◇段原地区再開発事業は、土地区画整理事業方式を基盤に、事業用地の確保に主力をおいて進めます。

◇昭和三十六年度から始めた己斐地区都市改造事業は、十八万平方㍍、約五百戸の建物移転などによって、四十六年度で、すべてを完了しますので、交通や商業活動が円滑になります。

◇紙屋町防災建築街区造成事業金座街地区市街地再開発事業などを促進するいっぽう、都心の整備を一体的に行なうため、都心整備基本計画を策定します。

3 交通網

◇白島・牛田線、基町・白島線の街路築造事業を完成するほか、横川・江波線、常盤橋・大芝線、比治山・蟹屋線、宿・庚午線などの街路築造事業を進めます。

◇昭和大橋、長寿園橋を完成するとともに、庚午橋、鶴見橋などの架橋工事を進めます。

◇このほか、広島環状線、山陽自動車道、中国横断自動車道、国鉄山陽・陰陽連絡両新幹線、地下鉄などの建設を促進します。

4 駐車場

◇昭和四十七年度までに、東新天地駐車場（百七十台）、基町駐車場（四百五十四台）の路外駐車場と、加えて稲荷町（五十三台）平和大通り（三百四十九台）、土橋町（七十六台）の路上駐車場など、合わせて約千百台分の駐車場を建設します。

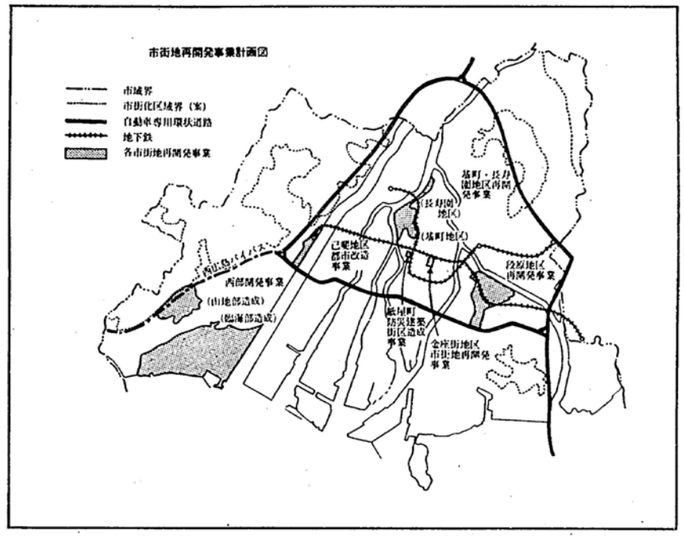

46年8月の開通をめざして建設工事が進んでいる西広島バイパス＝己斐町で

周辺部対策を積極的に

今回の市議会で、広域合併に伴って、現在の市域における周辺部の開発・整備が遅れるのではないかという質問が出されましたが、この周辺部対策は、実施計画でもとりあげ、その整備事業を、いままでより一層強力に推進するよう方向づけております。

実施計画の中では、周辺地区の生活環境を整備するという問題を中心に、周辺地区における各地区別のきめ細かい整備基本計画を立て、住みよい豊かな環境づくりをめざして、着実にその計画を実行に移してゆくよう考えております。

国民健康保険料などが変わります

46年度から国保保険料の計算方法などが変わります。これは、コンピューターの利用により事務の合理化、迅速化をはかるとともに保険料負担の均衡と適正化を行なうために変更するものです。変更する内容は、つぎのとおりです。

▪保険料応能割の変更／国保保険料は応益割（国保制度の受益に応じて賦課するもので、平等割、均等割がある）と応能割（保険料の負担能力に応じて賦課するもので、所得割、資産割がある）との２本立てによって構成されています。46年度から変わるのは、保険料のうちの応能割の計算方法です。45年度までは、応能割のうちの所得割は、前年度の市民税所得割額を、資産割は、前年度の固定資産税額（土地・家屋分）を対象にして計算していました。この方法では、２年前の所得や１年前の固定資産を対象に保険料の計算をすることになります。そこで、できる限り実情に合った保険料にするため、コンピューターを利用して46年度からは、市民税所得割額、固定資産税額とも、それぞれ当該年度の額を対象に保険料を計算するよう変更しました。

▪納期の変更／保険料の納期が、これまでの年６回から、つぎのように年４回に変わります。これは、さきにご説明したように、所得割を当該年度の市民税所得割額を対象にして計算するため、市民税所得割額が確定する５月を待って保険料を計算することになり、６月でなければ保険料の額が決定しないためです。

◇第１期＝６月１日から６月30日まで◇第２期＝９月１日から９月30日まで◇第３期＝12月１日から12月31日まで◇第４期＝２月１日から２月末日まで。

▪最高限度額の引上げ／保険料の最高限度額が８万円になります。45年度までの最高限度額５万円は、37年度に引きあげたのち、そのまま据え置いてきました。いっぽう、保険料は37年度から45年度までの９年間で、医療費の増加（約4.4倍）に伴い約2.7倍になっています。そこで、46年度からは、所得に占める保険料の割合いなども考慮して、最高限度額を８万円に引きあげることになりました。

くわしくは、市役所国民健康保険課（電話45―2111 内線594）へおたずねください。

市営住宅の入居者を募集

４月15日から６日間受付け

昭和45年度分の市営住宅の入居者を募集しますので、希望者はつぎの要領にしたがってご応募ください。

▪申込み資格／①日本人で、市内に住むか勤務している人②現在同居しているか、これから同居しようとする親族（㋐三親等以内の親族④婚姻届は出していないが、事実上婚姻関係と同じような状態にある人㋒そのほか婚約者があり、入居日までに同居することができる人――を含む）があること③入居の申込みをする日において、申込者と同居しようとする親族（内縁関係の配偶者、婚約者も含む）各人の、過去１年間の所得金額を、それぞれ12で割った額の合計から、扶養親族ひとりにつき5,000円を控除した額が、㋐第１種住宅の場合は、２万7,000円をこえ、４万6,000円以下であること④第２種住宅の場合は、２万7,000円以下であること④現在、住宅に困っていることがあきらかである人。

また、老人世帯向け住宅や母子世帯向け住宅、身体障害者向け住宅への入居を希望される人は、これまでにのべた①から④までの条件のほか、つぎの条件が必要です。◆老人世帯向け住宅＝①申込み者自身が、満65歳以上であること②同居しようとする親族が、つぎのいずれか一つにあてはまる人であること㋐おおむね60歳以上の配偶者④満18歳未満の子か孫㋒からだの不自由な人㋓満60歳以上の人◆母子世帯向け住宅＝①満20歳未満の児童を扶養している人で、配偶者と死別した婦人かこれとよく似た事情にある婦人◆身体障害者世帯向け住宅＝生計のうえで、おもに収入を得ている人が、つぎのどちらかにあてはまる人①戦傷病者で、恩給法別表第１号表の３による第１款症以上の障害があり、戦傷病者手帳を持っている人②戦傷病者以外の身体障害者で、身体障害者福祉法施行規則別表第５号による４級以上の障害があり、身体障害者手帳を持っている人。

▪申込み方法／市営住宅入居申込書（４月７日から、市役所南庁舎地下売店前で、１部30円で販売する）に必要なことがらを記入し、①収入証明書か所得額証明書②住民票の写し（入居しようとする人全員）③申込票④そのほか、必要な書類――を添えて申し込む。

▪受付け期間／４月15日（木）から４月20日（金）までの６日間。

▪受付け時間／毎日午前９時から午後４時まで（土・日曜も平日どおり受け付ける）

▪受付け場所／市役所本庁舎３階講堂

くわしいことのおたずねは、つぎのどちらかへどうぞ。一般向け住宅＝市役所住宅管理課（電話45―2111内線630）、老人・母子・身体障害者各世帯向け住宅＝市役所福祉事務所福祉課（電話45―2111内線310・588）

市営住宅の募集内わけ

種別	募集区分		所在地	構造	1戸当りの面積	戸数	間取り	予定家賃	入居予定日
1種	一般向け	新築	戸坂町東浄	中耐5階建て	44.69㎡	戸286	6畳(2間)3畳台所兼食堂	円10,000	10月上旬
		あき家	市内一円	中耐か簡耐	――	60	2DK 3DK	不定	／
2種	一般向け	新築	戸坂町東浄	中耐5階建て	41.42	197	6畳4.5畳3畳台所	7,800	10月上旬
		あき家	市内一円	中耐か簡耐	――	30	2DK	不定	／
	老人世帯向け（新築）		戸坂町東浄	中耐5階建て	41.42	5	6畳4.5畳3畳台所	7,800	10月上旬
	母子世帯向け（新築）					40			
	身体障害者世帯向け（新築）					25			

注）構造欄で、中耐は中層耐火づくり、簡耐は簡易耐火づくり（平家か２階建てブロック）のことです。

市営住宅の申込み資格としての年収早見表　（単位：円）

種別	収入基準（月額）＼扶養親族	0人	1人	2人	3人	4人	5人
1種	最高 4万6,000円	790,000	865,000	940,000	1,015,000	1,090,000	1,157,777
2種	最高 2万7,000円	505,000	580,000	655,000	730,000	805,000	880,000

注）１　給与所得者だけに適用されます。
　　２　金額は年間総収入金額（税金などを控除する前の金額）です。
　　３　年収限度額は、所得税法の改正に伴い変わることがあります。

県でも、長寿園高層アパート、熊野住宅などの県営住宅への入居者を募集していますので、くわしいことを、県庁住宅課（電話28―2111）へおたずねください。

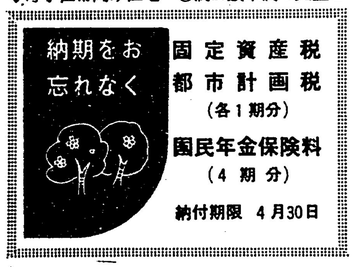

広島市政と市民

4月1日号 No.375

4月5日から「春の交通安全運動」が始まります。ひとりひとりが、正しい交通ルールを身につけましょう。

沼田町きょう広島市に仲間入り

ぐっと広がった市域

広島市沼田町――きのうまでの安佐郡沼田町は、きょう４月１日から新しく広島市の一部として仲間入りしました。広島市にとっては、昭和31年11月の旧佐伯郡井口村との合併以来14年ぶりの合併、そして、市域が拡大されました。

きょう誕生したばかりの新広島市の規模は人口が6,285人ふえて54万8,119人に、世帯数が1,494世帯ふえて17万7,398世帯に（どちらも45年国勢調査）、面積が67.09平方キロふえて153.83平方キロになり、人口密度は１平方キロ当り、これまでの6,246人が3,563人になりました。沼田町は市の中心部から12キロ、自動車で約20分の至近距離にあり、緑と清澄な空気に恵まれた静かな地域であることからすでに学園を建設するうえに大変好ましい地域として注目されてきましたが、合併後は、ますます拡大し、膨張する広島市の都市機能の一部を分担したり、足らないところを補ったりするという大切な役割りを果たすことになるでしょう。広島市では、行政に必要な公共施設の用地を市域内に求めることがむずかしく、いままでにも、動・植物園をはじめ、青少年野外活動センター、浄水場、中央卸売市場東部市場などの用地を市域外に求めてきました。また、道路、上下水道、防災、救急業務、公害など、市域内だけの整備や行政的な処理では、解決することのできない問題がたくさんあります。いっぽう、沼田町では、農業中心の産業構造で、町だけの小さな財政規模では住民の生活を向上させることは困難な実情にありましたが、このたびの合併によって市民福祉の向上と安全で快適な住みよい町づくりを一層強力に進めてゆくことになります。この目標を実現するために、沼田地区に、今後５年間で約34億3,940万円を投じて環境施設の整備を行なうことにしておりますその内訳けは、交通基盤の整備16億6,670万円、産業基盤の整備２億4,870万円、生活基盤の整備15億1,540万円、観光・レクリエーション施設の整備860万円となっています。いっぽう、土地利用構想によると、細坂・大原・三城田地区などを商業地域に、前原地区を内陸工業地域に、戸山・奥畑地区を都市近郊型農業地域に、戸山・伴地区を観光・レクリエーション地域に、それぞれ開発するとともに、既存の集落を中心に街路整備を行ない田園都市的住宅地をつくりあげるほか、丘陵部の適地を住宅地域として開発・整備する計画です。

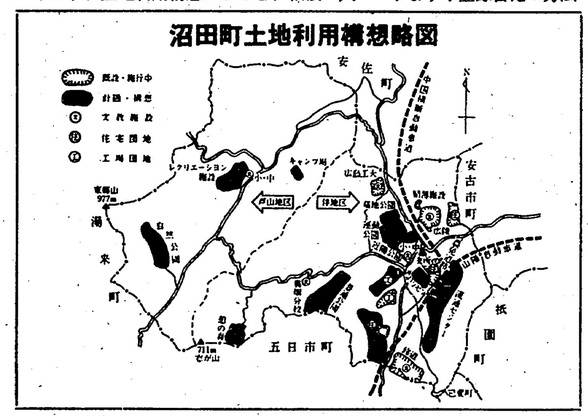

合併に伴い、これまでの沼田町役場は廃止され、きょうから市役所沼田支所として生まれ変わりますが、地区住民のみなさんに対するサービスの低下をもたらさないよう配慮してゆきます。以下、合併によって変わる戸籍や税務の手続きと内容などをお知らせします

▪戸籍関係／◆印鑑証明の方法＝印鑑証明書の発行は、複写機でコピーして作ることになります。そのため、現在登録されている印鑑つまり実印を引続き登録される人は、合併の日から１年のあいだに、コピーのできる用紙に登録替えをしていただくことになります。この登録替えをされなくても、昭和47年３月31日までは旧様式の登録は有効ですが、47年４月１日でその登録が取り消されます。このため、このあいだに登録替えをされなかった人は、その後は新たに登録しなおすことになります◆登録替えの方法＝登録替えをするには、本人が現在登録されている印鑑を持って沼田支所へ出向き、登録替え申請書（窓口に備付け）に必要なことがらを記入して提出してください。また、その際改印をされる人は現在登録されている印鑑と新しい印鑑をご持参ください。どうしても本人が出向かれない場合は、その人の委任状と印鑑、代理人の印鑑がいります。

▪税務関係／◆納期の変更＝①市・県民税：１・２・３期はこれまでどおり、それぞれ６８・10月ですが、４期が１月から12月に変わります②固定資産税：１・２期はこれまでどおり、それぞれ４・７月ですが、３期が12月から９月に、４期が２月から11月にそれぞれ変わります③軽自動車税：定期分４月が５月に変わります◆法人税割の変更＝9.1%が10.7%になります◆納付場所＝納税の便宜をはかるため、つぎの記事のとおり、金融機関を指定していますのでご利用ください。

税金や保険料の納入は金融機関をご利用ください

市では、市民のみなさんの納税などの便宜をはかるため、市指定金融機関と収納代理金融機関を指定し、税金や保険料などを収納しています。現在、市では、つぎの金融機関を指定していますのでご利用ください。

▪指定金融機関／広島銀行市内支店と安芸府中五日市　廿日市　祇園　古市　可部　海田　矢野　東京各支店

▪収納代理金融機関／◆富士　東京　三菱　神戸　第一　東海　大和　協和　三和　日本勧業　三井　住友　福岡　四国　伊予　中国　山陰合同　大分　百十四　山口　親和各銀行市内支店◆東邦　福徳　愛媛　福岡　西日本　山口各相互銀行市内支店◆三菱　住友　三井　東洋　安田各信託銀行市内支店◆広島市　広島市西部　井口町　戸坂　伴　戸山各農業協同組合市内本・支店◆信用組合広島商銀と商工組合中央金庫の市内本・支店◆広島相互銀行市内・本支店と古市　五日市　海田　安芸府中各支店◆呉相互銀行市内各支店と祇園支店◆広島信用金庫市内本支店と祇園　可部　五日市　廿日市　海田　府中各支店◆広島市信用組合市内本・支店と祇園　安芸各支店◆広島県厚生信用組合市内本・支店と海田　坂　祇園各支店

編集・発行／広島市総務局広報課（電話代表45－2111）　印刷／文化印刷株式会社　発行日／昭和46年４月１日

広島市政と市民

投票日には必ず一票を

特集号 No 376

よかったと心に残る選びかた

統一地方選挙の投票日

四月十一日（日）・県議会議員

四月二十五日（日）・市議会議員

市　長

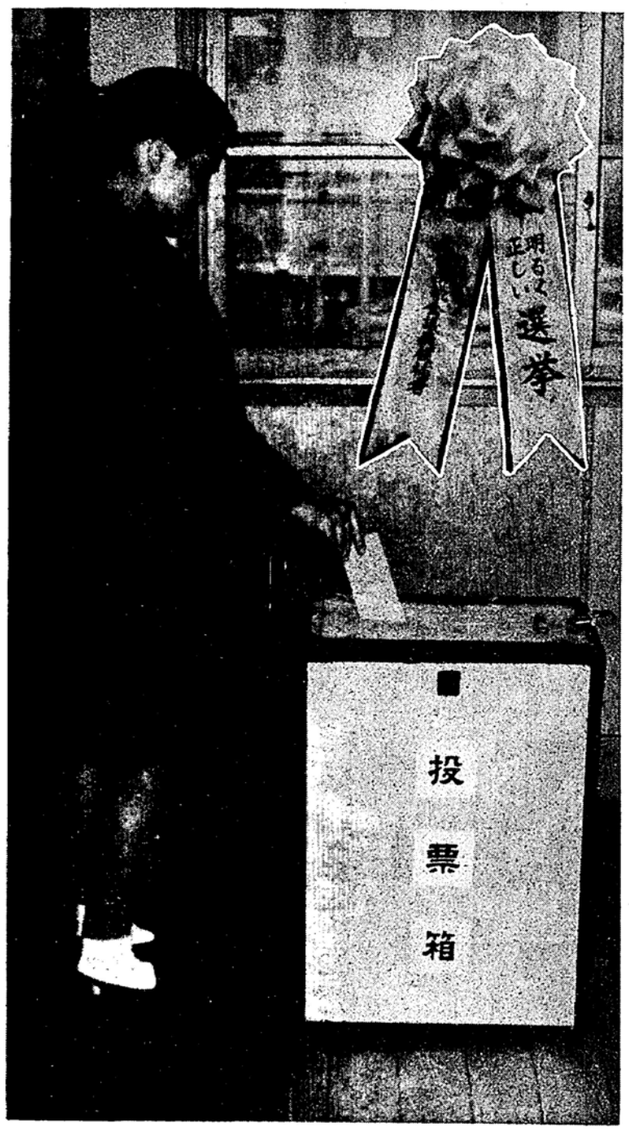

一票でママは政治のお洗濯

小島　功

四月には第七回統一地方選挙が行なわれます。広島市では、十一日に県議会議員の選挙が行なわれ、二十五日には市議会議員と市長の選挙が同時に行なわれます。

このたびの統一地方選挙は、七〇年代最初の大きな選挙ですが、従来、ともすれば義理や人情にとらわれて、無批判な投票になりがちだったことを、この七〇年代ではなくしたいものと思います。これらの選挙の結果は、わたくしたちの生活に直接結びつく県政・市政の運営を大きく左右します。わたくしたちは、これらの選挙が、こうした重要な意味をもっていることを深く考えて、四年に一度のこの機会に、主権者として、よりよい郷土の発展のために、明るく正しい選挙を行ないましょう。

以下、二・三面で、選挙の手続きなどをご紹介します。

編集・発行／広島市総務局広報課（電話代表45－2111）　印刷／文化印刷株式会社　発行日／昭和46年4月10日

選ぶ目が生きて伸びゆく地方自治

よく見、よく聞き、よく考えて投票しましょう

投票区の新設・変更

新しく広島市になった沼田町の区域を含めて、この選挙から、つぎのように投票区の新設や変更があります。これによって、市内の投票区は九十か所になりますが、関係のある人は、投票の際おまちがえのないようにご注意ください

◇牛田第一投票区／あやめ幼稚園＝牛田南一・二丁目　牛田東一～四丁目　牛田中一・二丁目　牛田早稲田一・二丁目◇牛田第二投票区／牛田小学校＝牛田本町一～六丁目　牛田旭一・二丁目◇牛田第三投票区／牛田浄水場（水源池）＝牛田新町一～四丁目　牛田山　牛田町（通称新町区）◇白島第一投票区／安田学園＝白島北町　白島中町　白島九軒町◇白島第二投票区／白島小学校＝西白島町　東白島町◇出島投票区／株式会社伏光組＝出島一・二丁目◇基町投票区／基町保育園＝基町（空鞘橋から広島合同庁舎へ通じる道路より北側に属する区域）◇基町南投票区／中央公民館＝基町（基町投票区をのぞく区域）◇南観音第一投票区／観音中学校＝南観音町　南観音一～四丁目◇南観音第二投票区／南観音小学校＝南観音五～八丁目◇南観音第三投票区／三菱広島造船所技能訓練所＝観音新町一～四丁目◇己斐第一投票区／己斐小学校＝己斐西町のうち、第一街区から第十二街区までに属する区域◇己斐第二投票区／己斐幼稚園＝己斐西町のうち、己斐第一投票区をのぞく区域◇沼田第一投票区／沼田支所戸山連絡所＝大原　上垣内　中央　原垣内　三王原　丹原の各部落◇沼田第二投票区／野稲原集会所＝影浦　中畑　野稲原　中村の各部落◇沼田第三投票区／消防団沼田第四分団車庫＝神原　忠央竹ノ下　槙原　高浜　郷坂の各部落◇沼田第四投票区／伴小学校奥畑分校＝上奥畑　幟城　奥畑中　奥畑下　芦谷の各部落◇沼田第五投票区／沼田公民館＝椎原　大下　瀬戸上　瀬戸下　三城田上　三城田中　八幡　役神　天神　寺組　前原上　前原下　平木上　平木下の各部落◇沼田第六投票区／下伴集会所＝大原（旧伴分）　松宗上　松宗下　下向上　下向下　下地　中畑　小野地　雲願寺下　雲願寺上　細坂下　細坂上　新畑の各部落◇沼田第七投票区／大塚集会所＝大東　中東　寺谷　幸神　中講上　中講下　西ケ城　観音下城　梶ケ谷の各部落。

投票通知書

投票通知書は、ハガキで郵送します。ただし、沼田町地区は従来どおり部落長をつうじてお配りします。この通知書は一枚で三つの選挙の投票通知を兼ねています。したがって、まず、四月十一日の県議会議員選挙の際、投票所で該当部分を切り取り、残りの通知書をお返ししますから、紛失しないようにお手もとに保管され、四月二十五日の市議会議員・市長選挙のときにふたたびご持参ください

投票の時間

午前七時から午後六時までですが、つぎの投票所は時間が違います。◇似島投票所＝午前六時から午後五時まで◇金輪投票所と山田投票所＝午前七時から午後五時まで。

市長は記号式投票で

投票用紙の色わけと投票の順序

投票用紙はつぎのように色わけをしています。

◇市議会議員選挙＝淡青色

◇市長選挙＝白色

投票所へは、さきに郵送した投票通知書（ハガキ）を必ず持参してください。

投票の順序は、まず、はじめに市議会議員選挙の投票用紙をお渡ししますから、投票記載所で候補者の名前をひとりだけ正しく書いて投票箱へ入れてください。ついで市長選挙の投票ですが、市長選挙の投票は記号式投票です。記号式は市議会議員選挙の投票（自書式）と違って、投票用紙に候補者の名前がすでに印刷してあり、その候補者の名前の上に○をつける欄がありますから、投票記載所に備えてある○の記号をあらわすゴ

市長選挙投票用紙様式例

広島市長選挙投票　印

注意

一　投票しようとする候補者一人についてその氏名の上の○をつける欄に○をつけること。

二　○のほか何も書かないこと

○をつける欄	候補者氏名
	平和太郎
	春野夏夫
	甲川乙一
	当千確男

天皇・皇后両陛下には、四月十八日、三瓶山で行なわれる第二十二回全国植樹祭にご臨場の途次、広島市に行幸啓されます。

両陛下には、四月十五日、午後〇時三十六分に広島駅にご到着になり、十六日に市内をご視察十七日午前十時十分に広島駅から三次市に向けてご出発になります。

両陛下がおそろいで広島市に行幸啓されますのは、昭和二十六年秋の第六回国民体育大会にご臨席になられて以来のことであり、市民こぞって心からお迎えしたいと存じます。

ご日程は下記のとおりですが、市民のみなさんは、とくに、つぎのことにご協力いただくようお願いします。

天皇・皇后両陛下、広島へ行幸啓

①四月十五十六・十七日には国旗を掲げましょう。

②ご巡路沿いのところは掃じをして、いらない物をかたづけるなど、できるだけきれいにしましょう③お立寄り先やご巡路において、奉迎されるときには、なるべく日の丸の小旗を手にしてお迎えしましょう。

市内におけるご日程

■4月15日（木）／午後0時36分広島駅ご到着――午後0時52分県庁――午後2時37分お泊所（広島グランドホテル）

■4月16日（金）／午前10時お泊所――午前10時13分原爆慰霊碑――午前10時30分原爆養護ホーム――午前11時15分比治山展望台――午前11時32分県立産業会館――午後1時20分東洋工業――午後2時47分県立盲学校・県立点字図書館――午後3時40分護国神社――午後3時50分お泊所

■4月17日（土）／午前9時57分お泊所――午前10時10分広島駅ご出発

雨天の場合は、この日程が変更になることがあります。

ム印を使って投票しようとする候補者ひとりだけに、その欄へ○を正しく押して投票してください。投票用紙には、ほかのことを書いたり、○の記号をふたつ以上押したり、どの候補者に○の記号をつけたのかわからない投票は無効になりますから、投票の際じゅうぶんに注意してください。

また、眼が見えない人は、点字で投票することができ、からだが不自由だったりして字の書けない人は、代理投票ができますので投票所でそのことを申し出てください。

市長選挙立会演説会の開催

市長となる候補者が、どのような政見や抱負を持って市政に携わろうとしているかを、じかに聞いて確かめるよい機会です。多数おさそい合わせのうえ、お近くの会場へおでかけください。

◇四月十九日（月）午後七時から＝段原小講堂◇四月二十日（火）午後七時から＝草津小講堂◇四月二十一日（水）午後七時から＝宇品小講堂◇四月二十二日（木）午後七時から＝観音小講堂◇四月二十三日（金）午後二時から＝広瀬小講堂◇四月二十三日（金）午後七時から＝皆賀町小講堂

不在者投票の手続き

投票日に自ら投票所に行って投票することができない選挙人のために、つぎのような場合不在者投票ができます。

◇選挙人が属する投票区の区域外で、職務や業務に従事中の場合◇やむを得ない用務や事故のため市外に旅行中か滞在中の場合◇病気、けが、お産などのために、歩くことがいちじるしく困難で、当日入院見込みの人や、県が指定した病院に入院中の場合――など。

期間は、選挙期日の告示の日から投票日の前日までですが、市議会議員・市長選挙の場合、四月十五日（木）から同二十四日（土）までです。

このたび、法律の一部改正によって、これまでの不在者投票手続きの一部が変わりました。

選挙人は、広島市の選挙管理委員会やその他の場所で不在者投票をするためには、まず、その選挙人の名前が登録されている選挙人名簿のある選挙管理委員会に対して、「わたくしは、これこれの理由で投票日に投票所へ行けないので不在者投票したいから投票用紙などを交付してほしい」という旨の請求をすることになっています。これまでの手続きでは、この請求をする際に、これこれの理由で投票日に投票に行けませんという証明書を提出していましたが、手間もかかり、時には、このための費用もかかりましたので、この不在者投票事由証明書は、提出しなくてもよいことになりました。そのかわりに、さきにのべた請求の際に、「宣誓書」を出していただくことになりました。「宣誓書」は要するに選挙人が自分の名儀で、「わたくしは、これこれの理由で投票日に投票に行けません。そのことにまちがいのないことを誓います」と書いた書類で、一枚の用紙が請求書と宣誓書を兼ねており選挙管理委員会に備え付けてありますからご利用ください。この手続きの簡素化によって、不在者投票をしようとする選挙人は、選挙管理委員会に印鑑だけを持って出かければ、それで請求手続きをすますことができ、同時に投票もできます。

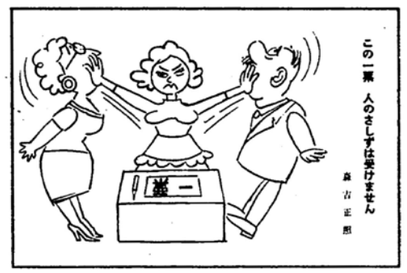

選挙違反を追放しよう

地方選挙は、有権者にいちばん身近かな選挙であるだけに、国の選挙の場合よりも違反が多いというのが実情です。前回の選挙では違反件数が五十四件もあり、ことに、買収利害誘導の件数が多かったことは残念なことです。

それには、いろいろな理由が考えられますが、有権者のひとりひとりが、だれかに頼まれるのではなく、自らが自由な意思で、いま一度候補者をよく見なおして、一票の入れかたを考えてから投票することが望ましいと思います。

× × ×

このほか、選挙のことで、くわしいことは、市選挙管理委員会事務局選挙課（電話四五―二一一一内線四一三、四一四、四一五）へお問い合わせください。

開発許可制度が発足

市街化・調整両区域決定に伴って　建物の建築などに制限

市街化区域と市街化調整区域が、建設大臣から認可されたのに伴い、県知事はことしの三月十二日づけで、これらの区域を決定し、告示しました。すでに、本紙の昨年十二月一日号でもお知らせしましたが、市街化区域とは「すでに、市街地を形づくっている区域と今後おおむね十年以内に優先的、計画的に市街化をはかる区域」をいいます。また市街化調整区域とは、「市街化をおさえる区域」をいいます。

したがって、今後はこれらの区域内で、宅地の造成など、「おもに建物を建てるために、土地の区画や形質を変える」開発行為を行なう場合、開発許可制度により、県知事の許可が必要になります。また、建物を建てる際にもいろいろな制限があり、とくに、市街化調整区域では、建物自体や用途などの面で、かなり細かい制限があります。

ので、ご注意ください。

ところで、市街化調整区域内では、開発行為や建築に関して非常にきびしく制限されていますが、つぎに該当するものは許可されることになっていますので、早めに手続きをしてください。◇市街化調整区域が決定されたことしの三月十二日現在に、自分が住む住宅か自分が経営する業務に使う建物を建てるために、土地や借地権など土地の利用に関する権利を持っていた人で、そのことを六カ月以内（四十六年九月十一日まで）に県知事に届け出て、五年以内に開発行為や建築を行なうもの。

開発許可制度のくわしいことは市役所都市計画課（電話四五―二一一一内線八六五）、県庁建築課（電話二八―二一一一）、広島土木建築事務所（電話二一―二一六七）のいずれかへおたずねください。

習慣づけよう正しいルール

「春の交通安全運動」始まる

どんどんふえる車、それに伴って続発する交通事故。交通戦争は一日の休みもなく広がり続けています。

ことしの「春の交通安全運動」は、前期・後期にわけて、全国いっせいに行なわれます。この運動は、歩行者、運転者、運転者の雇主、そのほか道路交通に関係があるすべての市民のみなさんに交通安全の思想をひろめ、正しい交通ルールを身につけていただき、いつまでも習慣として実行していただくことをねらいとしており、それによって、交通事故防止の悲願を達成しようとするものです。運動期間や重点目標、実施項目はつぎのとおりです。市民のみなさんひとりひとりのご理解とご協力をお願いします。

■前期（四月五日から四月十日まで）＝「子ども、とくに、新入学児童・園児と老人の歩行者事故防止」◇通学・通園路と子どもの遊び場付近の安全施設などの総点検と通学・通園路での児童・園児の安全指導◇幼児や小学校低学年児童に対する飛び出し事故防止のための安全の確保と保護者に対する教育◇小・中学生に対する正しい自転車の乗りかたの指導◇道路環境の変化により事故多発の傾向にある地域における歩行者、とくに老人に対する保護と安全教育――など。

■後期（四月二十六日から五月一日まで）＝「行楽期の事故防止」◇地域や職域での飲酒運転追放運動の強力な推進◇飲酒運転の取締りと酒類提供業者に対する指導◇信号無視、速度違反追越し違反、過積載などの無謀な運転を防止するための指導と取締り◇踏切での安全確認と一時停止の励行の指導と取締り――など。

「春の交通安全運動」を契機に歩行者も運転者も交通ルールを身につけたいものです。

公害対策課が移転しました

つぎのとおり事務室が移転しましたので、おまちがえのないようにご注意ください。

▪公害対策課＝中庁舎二階から本庁舎南側地下へ。

▪戸籍課調査係＝本庁舎南側地下から中庁舎二階へ。

施設・文化財めぐりへどうぞ

とき／四月二十日（火）午前九時から午後三時三十分まで。

コースと見学施設・文化財／◇文化財めぐり＝頼山陽居室　三滝寺　新庄の宮　不動院　広島城◇施設めぐり＝千田下水処理場　安佐動物公園（建設中）　緑井浄水場

集合／市役所玄関前に午前八時四十五分までに。

申込み先／市役所広報課（電話四五―二一一一内線八四二）へ電話でお申し込みください。

その他／①定員は、どちらのコースとも五十五人②弁当、水筒、雨具は、各自でご持参ください③小雨の場合でも行ないます④コースを変更することがあります。

三滝寺多宝塔

計量器の定期検査をします

ハカリ、オモリなど計量器の定期検査を行ないますから、必ずお受けください。

◇四月十三日＝中広中◇十四日＝天満小◇十五日＝観音新町一丁目黄魂彦神社◇十六日＝観音中◇十九・二十日＝観音小◇二十一日～五月八日＝市計量検査所（国泰寺町一丁目六―三四　浅野図書館下）

検査は雨天でも行ないます。受付け時間は、いずれも午前九時三十分から正午までと午後一時から同三時三十分までです

実施区域など、くわしいことは、市役所計量検査所（電話四五―二一一一内線六八三）へおたずねください。

公証相談に応じます

広島公証人合同役場（中町七―四一不動産ビル六階　電話四七―七二七七）では、四月十日の「公証の日」にちなんで、ことしも四月十日から十六日までの七日間、市民のみなさんからの公正証書に関するご相談やご質問にお答えします。たとえば、遺言をしたいと思われる人、金銭の貸借や交通事故による賠償金の支払いのことを安全なものにしておきたいと思われる人、そのほか、公正証書とはどういうものかをお知りになりたい人は、無料でご相談に応じますので、お気軽においでになって、公証相談をご利用ください。

定期予防接種

対象者／◇乳児（四十五年十月一日から四十五年十二月三十一日までに生まれた生後三か月～五か月の人）＝ジフテリア・百日セキ・破傷風（混合）一期◇幼児（四十四年十月一日から四十四年十二月三十一日までに生まれた一期接種後十二か月の人）＝ジフテリア・百日セキ・破傷風（混合二期）◇乳児（四十五年七月一日から四十五年九月三十日までに生まれた生後六か月～八か月の人）＝種痘一期

実施期間／四月一日から九月三十日まで。ただし、種痘一期は生後六か月から二十四か月のあいだ。

場所／市内の予防接種指定医療機関。

持参するもの／①予防接種票（予防接種票つづり込みの母子健康手帳をお持ちの人は、それを使用のこと）②予防接種質問票（必ず記入のこと）③母子健康手帳

料金／無料

予防接種の通知（接種票）は、市役所から直接対象者（住民登録をしている人）に発送しましたがお手元に届かないときは、市役所衛生課（電話四五―二一一一内線七四四）、東保健所（電話四一―一一五一）、西保健所（電話三一―二〇六七）、南保健所（電話五一―五三一六）のいずれかへお申し出ください。

狂犬病予防注射

犬は毎年四月に登録し、四月と十月に狂犬病予防注射を定期的に行なうよう法律で定められています。今年度の犬の登録と第一回狂犬病予防注射をつぎの日程で行ないますので、あなたが飼っておられる犬を必ずお近くの注射場へおつれください。

料金（定期）は、登録手数料三百円、注射料二百円、注射済票交付手数料六十円、合計五百六十円です。

日程と場所（四月前半）／◇五日＝尾長小　尾長児童公園　鉄道病院西側　大州矢賀公園◇六日＝己斐小　古田小　古田保育園　豊野神社◇七日＝牛田不動院前　牛田小　牛田公園◇八日＝己斐出張所　西隣保館　上天満第二公園　横川第一公園◇九日＝荒神町小　大州幼稚園　青崎小　堀越公園◇十二日＝三篠小　楠木公園　大芝小　三滝橋西詰◇十三日＝戸坂くるめぎ神社横（木本宅）　戸坂専教寺　中山出張所　矢賀小◇十四日＝広島家畜保健衛生所（水産研究所跡）　宇品千暁寺　元宇品会館　宇品第二公園◇十五日＝観音新町黄金魂神社　観音中　観音小　観音高◇十六日＝女子商高前　段原中　東雲第二公園　比治山小

受付け時間は、いずれも午後一時から同四時まで。雨天でも行ないます。

くわしいことは、飼犬管理事務所（電話四一―一一五一）へおたずねください。

健康に幸せに

被爆者健管手当

「原爆特別措置法」によって支給される月額三千円の健康管理手当の申請条件のうち、年齢制限のわくが広げられ、これまでの満六十五歳が、この四月一日から満六十歳になりました。つぎの条件にあてはまる人は申請してください

◇申請者（本人）、配偶者、本人の生計を維持している扶養義務者それぞれの四十五年分（四月中に申請される場合は四十四年分）の所得税の額が二万九千二百円以下であること。

◇つぎの病気にかかっている人＝造血機能、肝臓機能、細胞増殖機能、内分泌腺機能、循環器機能腎臓機能、脳血管各障害、白内障（直接被爆で放射線の影響による）

被爆者健康診断

昭和四十六年度の被爆者健康診断と特別被爆者健康手帳の検認を行ないます。この健康診断は、被爆されたみなさんのための診断ですから、ぜひ受診してください。

四月の日程はつぎのとおりです

▪原爆被爆者福祉センター班／◇十二日＝白島地区◇十三・十四十五・十六・十九・二十・二十一二十二日＝鷹町地区◇二十三・二十六・二十七・二十八・三十日＝本川地区。

▪出張班／◇三十日＝中山町地区

受付け時間は、午前九時から正午までと午後一時から同三時三十分まで

▪日曜健康診断／四月十八日の午前九時から午後三時まで、原爆被爆者福祉センターで行ないます

水道サービスカーの市内巡回

市民のみなさんの水道相談とパッキン取替え方法の講習などを行なうため、つぎの日程で水道サービスカーが巡回しますのでご利用ください。水道サービスカーは８月25日までに市内を一巡するよう計画しています。

◇４月15日～17日＝己斐地区◇19日～21日＝高須、庚午、古江地区◇22・23日＝草津、井口地区◇24日～30日＝観音地区

収納代理金融機関を追加

市では、市民のみなさんの納税などの便宜をはかるため、市指定金融機関と収納代理金融機関を指定 、、税金や保険料などを収納しています。４月７日から、株式会 士十八銀行広島支店（中町８―10）を収納代理金融機関に追加して指定しましたので、ご利用ください。